



# 広報まつお



発行 松尾駐在所（電話 74-3011） 柏台駐在所（電話78-2120） 協力 八幡平市



## 飲酒運転の根絶



飲酒運転は絶対に

**しない！させない！許さない！**

年末年始が近づいています！

忘年会や新年会など飲酒する機会が多くなる時期です。

- 飲酒運転は、重大な事故につながる危険性が非常に高く、免許の取り消し処分や罰金などの処罰を受けるほか、家族や周囲の人など関わるすべての人の人生を不幸にします。
- 一人一人が強い意志を持ち、家庭や職場でも「**飲酒運転をしない、させない**」環境を作りましょう。

### 飲酒運転の罰則と車両等・酒類の提供禁止、同乗の禁止

	酒酔い運転	酒気帯び運転(呼気中アルコール濃度)	
		0.25mg/ℓ以上	0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満
刑事処分	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
行政処分	35点(免許取消)	25点(免許取消)	13点(免許停止)

	ドライバーが…	
	酒酔い運転	酒気帯び運転
車両等を提供した人	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類を提供した人	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
飲酒運転を知らながら車両に同乗した人	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

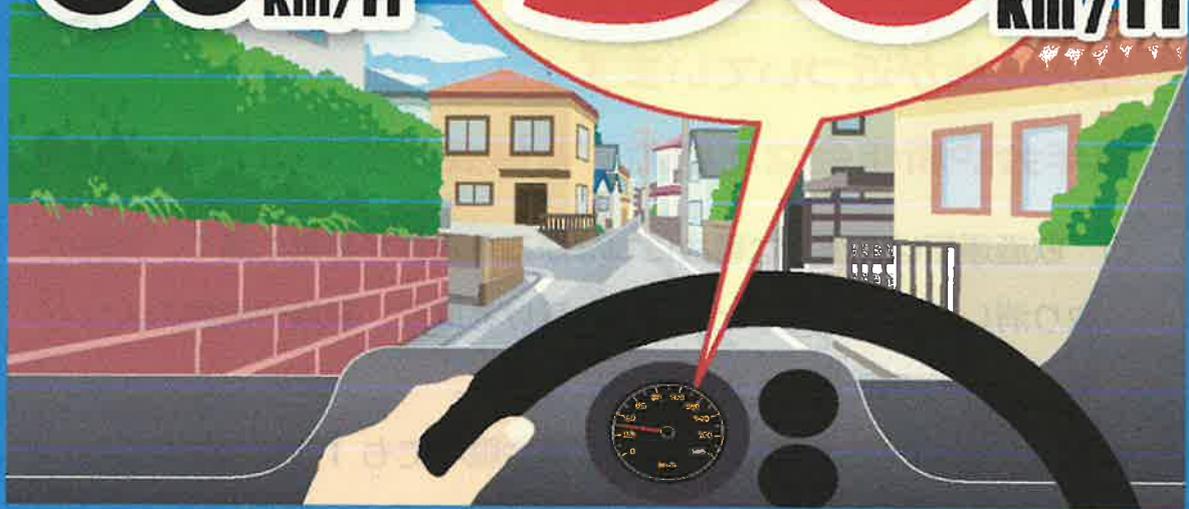


# 生活道路<sup>※</sup>における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1** 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- 2** 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- 3** 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4** 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

問い合わせは岩手警察署交通課まで

岩手警察署 0195-62-0110

岩手県警察ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kenkei/>

